

第1回 福岡市立学校給食運営検討委員会 次第

日 時：平成22年11月12日（金） 14:00～16:00
場 所：福岡市教育センター 3階 303研修室

◆ メ野課長挨拶

- 議題1 学校給食費の収納状況について（報告） P 1
- 議題2 P E N 食器の環境ホルモン検査結果について（報告） P 2
- 議題3 中学校給食コンテストの結果について（報告） P 3～4
- 議題4 学校給食センター再整備基本構想について（報告） P 5～7
○食器・食具・配膳盆について
- 議題5 学校給食費改定の考え方について P 8～19
○食パンについて
- 議題6 その他
○配膳時間について
○喫食時間について
○ 次回スケジュールの確認

議題 1

平成 21 年度 学校給食費の決算状況について

1 平成 21 年度学校給食費の決算及び収納状況

(単位 : 千円)

年 度	区別	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	未納人数	収納率
平成 21 年度	現年度	4,655,022	4,594,043		60,979	3,580 人	98.7%
	過年度	191,253	20,384	1,937	168,932	4,137 人	10.7%
	計	4,846,275	4,614,427	1,937	229,911		

【参考】

年 度	区別	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	未納人数	収納率
平成 20 年度	現年度	4,675,983	4,623,487		52,496	2,535 人	98.9%
	過年度	192,961	38,554	9,425	144,982	5,767 人	20.0%
	計	4,868,944	4,662,041	9,425	197,478		
平成 19 年度	現年度	4,658,909	4,607,335		51,574	2,639 人	98.9%
	過年度	229,674	21,531	67,323	140,820	5,592 人	9.4%
	計	4,888,583	4,628,866	67,323	192,394		

2 滞納対策の状況

(平成22年8月末現在)

最終催告年度		平成19年度 (滞納額10万円以上)	平成20年度 (滞納期間6ヵ月以上)	平成21年度 (滞納期間6ヵ月以上)	合計	
最終催告の効果	最終催告世帯数	471 (83,414千円)	1,093 (58,202千円)	187 (14,786千円)	1,751 (156,402千円)	(100%) (100%)
	納付完了及び 納付誓約世帯 (a)	310 (55,486千円)	487 (26,337千円)	39 (2,617千円)	836 (84,440千円)	(47.7%) (54.0%)
支払督促の効果	連絡のない世帯等	161 (27,928千円)	606 (31,865千円)	148 (12,169千円)	915 (71,962千円)	(52.3%) (46.0%)
	支払督促世帯数	79 (16,876千円)	4 (521千円)	23 (5,022千円)	106 (22,419千円)	
	納付完了 (b) (和解・自主納付中含む)	32 (7,214千円)	2 (258千円)	1 (105千円)	34 (7,577千円)	
	債務名義取得、 その他の世帯	47 (9,662千円)	2 (263千円)	22 (4,917千円)	71 (14,842千円)	
納付等効果 (a)+(b)		342 (62,700千円)	489 (26,595千円)	40 (2,722千円)	870 (92,017千円)	(49.7%) (58.8%)

議題2

P E N樹脂食器の環境ホルモン溶出試験結果について

1 概 要

学校給食に使用しているP E N（ポリエチレンナフタレート）樹脂食器の未使用品及び使用品について、環境ホルモンの溶出試験を実施した。

試験の結果、未使用品及び使用品（8ヶ月使用）において、いずれの項目とも検出されなかった。

2 検 体

ご飯茶碗、どんぶり、深底皿の未使用品及び使用品（8ヶ月使用）

3 溶出条件

- (1) 水（95℃で30分間）
- (2) 4%酢酸（95℃で30分間）
- (3) 20%エタノール（60℃で30分間）
- (4) ヘプタン（25℃で1時間）

4 分析項目

体内に取り込まれた場合に生体内の正常なホルモン作用を与える影響について優先して調査研究をすすめていく必要性の高い物質として環境省が選定した物質のうち、用途が「樹脂の原料」、「プラスチックの可塑剤」など樹脂に関係する15物質（アミトロール、アルキルフェノール類7物質、ビスフェノールA、フタル酸エステル類5物質、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル）について分析を行った。

5 分析結果

検体\溶出条件	水	酢 酸	エタノール	ヘプタン
ご飯茶碗（未使用品）	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ご飯茶碗（使用品）	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
どんぶり（未使用品）	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
どんぶり（使用品）	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
深底皿（未使用品）	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
深底皿（使用品）	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず

検査機関：株式会社 住化分析センター

議題3 中学校給食コンテストの結果について（報告）



「第2回 学校給食コンテスト～最終審査～」の実施について



平成22年10月1日

教育委員会教育支援部健康教育課

学校給食センター

福岡市教育委員会では、福岡市食育推進計画に基づき、家庭や地域との連携のもと食育の推進を図っています。

今年度、中学校・特別支援学校における食育推進事業の一環として、「第2回 学校給食コンテスト『給食の献立を考えてみよう！』」の実施を企画し、夏休みに生徒が考えた学校給食の献立を募集したところ、942作品の応募がありました。

10月9日（土）には、書類審査で選ばれた10作品を生徒が実際に調理する、最終審査を以下のとおり開催します。審査会では、生徒の調理した作品を教育次長、先生や生徒、栄養士や給食調理員等が審査員となり、最優秀作品と優秀作品等を選びます。最優秀作品は、平成23年3月の中学校及び特別支援学校の給食に取り入れる予定です。

【調理審査実施内容】

1. 事業名 学校給食コンテスト『給食の献立を考えてみよう！』～最終審査～

2. 日 時 平成22年10月9日（土） 10：00～13：30

9：30～ 受付

10：00～10：15 開会式

10：15～11：30 生徒による調理

11：30～12：00 審査

12：30～13：30 審査結果発表、表彰式、閉会式

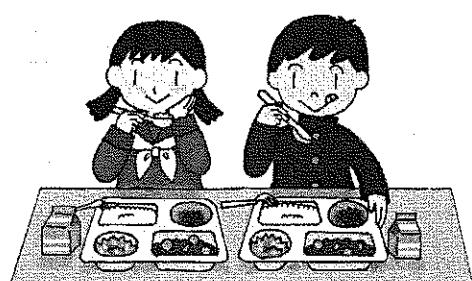
3. 場 所 福岡市健康づくりセンター「あいれふ」7階 栄養学習室
所在地：福岡市中央区舞鶴2丁目5-1

4. 参加者 書類審査により選考された生徒 10名 10作品

5. 審査方法 特別審査員3名、中学校等献立管理委員会の委員13名、コンテストに参加した生徒10名、計26名により審査を行います。
最終審査基準は、味、出来ばえ、創意・工夫などとし、総合評価投票形式により順位を決定します。

6. 表 彰 最優秀賞1作品：今年度3月の給食献立に取り入れる予定です！
優秀賞 3作品：来年度の給食に取り入れる予定です。
優良賞 6作品

7. 参 考 昨年度最終審査結果及び審査の様子（写真別添）



問い合わせ先

福岡市教育委員会教育支援部

健康教育課 担当：阿利

TEL：092-711-4642

学校給食センター 担当：阿部・石井

TEL：092-721-4811

第2回学校給食コンテスト最終審査結果

平成22年10月9日選考

調理台	番号	献立名	学校名	年組 男女	氏名	担当	選考ポイント	最終審査結果
A	①	もずくの天ぷら	松崎	3 1 (男)	やました ひろし 山下 浩史	蓑原	沖縄の郷土料理としても生徒たちに知らせたい。かき揚げのバリエーションとしてもよい。	最優秀賞
B	②	ごぼう丼	警固	1 3 (女)	とりごえ ありさ 鳥越 有彩	鶴本	ごはんにかけて食べる料理のバリエーションとして。食物繊維の多いごぼうを食べやすく考えられている。	優良賞
	③	切干し大根のケチャップ煮	筑紫丘	1 5 (女)	ひろた しおり 廣田 葉	藤木	食物繊維が多く、栄養価的に優れた食材である切り干し大根だが、子どもにはあまり人気がない。洋風にアレンジしたアイデアがよい。	優良賞
C	④	浦上そぼろ	香椎第一	2 4 (女)	やまうち ひな 山内 陽南	石井	長崎県の郷土料理として、広く知られていないので紹介したい。アレンジも加えられていろいろな食材が食べられる点がよい。	優秀賞
	⑤	切干し大根とベーコンの肉じゃが風	板付	3 1 (女)	まつした ゆうき 松下 友紀	吉田	和洋折衷の新しいアイデアがよい。苦手な食材をおいしく食べる方法として考えられている。	優良賞
D	⑥	白玉酸辣湯	百道	3 7 (女)	まわたり あやこ 馬渡 純子	山本	酸味のある中華スープは給食にもない味なので、世界の料理のひとつ中国料理として紹介したい。白玉を入れるというアイデアもよい。	優良賞
E	⑦	じゃこサラダ	松崎	2 2 (女)	そのだ ふみ 園田 美弥	竹下	サラダにしらす干しを入れたアイデアがよい。成長期に必要で摂取しにくいカルシウムをたくさんとれるように考えられている。	優良賞
	⑧	塩焼きそば	箱崎清松	1 2 (女)	はつむら ゆな 初村 結奈	永島	生徒に好まれる料理を考えている。給食にはなかった味で、新しいアレンジができる。バリエーションが富んでよい。	優良賞
F	⑨	ゴーヤのつくだ煮	板付	1 1 (男)	やましたしようへい 山下 祥平	蒲池	苦味が強く、苦手な人の多いゴーヤを食べやすくアレンジしている。ごはんのおかずとして、少量提供できる点でもよい。	最優秀賞
	⑩	鶏肉の酢煮	梅林	3 2 (男)	こが ゆきひと 古賀 志仁	志田	給食にはない新しい味を提案している。酢を入れることで食欲のない時期でも食べやすい味に考えられている。	優秀賞

福岡市学校給食センター再整備基本構想

平成22年10月
福岡市教育委員会

＜策定趣旨＞

福岡市において、中学校及び知的障がい特別支援学校への学校給食を提供している市内4カ所の学校給食センターは、開設以来、那の津センターで約37年、有田で約36年、柳瀬で約35年、箱崎で約27年が経過し、施設及び設備の老朽化が深刻となっている。

また、学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」への適合をはじめ、食物アレルギーや個別食器への対応なども求められている。こうしたセンター給食の提供環境を抜本的に改善するため、学校給食センターの再整備を行うこととし、外部有識者やPTA、学校関係者等からなる「福岡市学校給食センター再整備基本構想策定委員会」からの検討報告等を踏まえ、以下の内容をもって、福岡市としての「福岡市学校給食センター再整備基本構想」とする。

なお、再整備にあたっては、事業手法や運営体制についてセンター毎に検討することとし、その際、安全・安心でおいしい給食の安定供給を前提としつつ、事業の効率化や財政負担の長期平準化の視点、及び全国的な既往事例を踏まえ、PFI手法をはじめとした民間活用手法について最適事業方式調査を行うなど、積極的に検討していくものとする。

1. 福岡市学校給食センターの基本的役割及び機能

本市がセンター給食事業において担う基本的役割及び機能は下記のとおりとする。

- ① 安全・安心 ……給食物資の選定・調達や検査の実施、衛生管理の徹底等による安全・安心な給食の提供
- ② 安定供給 ……物価高騰時や災害時等、様々な緊急的側面にも継続して安定供給できる給食環境の維持
- ③ 栄養バランス ……本市の実態を踏まえた栄養量によるバランスの取れた献立の作成
- ④ 食育推進 ……給食による食に関する正しい理解や知識の習得及び望ましい食習慣の確立
- ⑤ おいしい給食 ……子どもたちへのおいしい給食の提供に資する調理技術水準の向上や検証の場の確保
- ⑥ 効率性 ……行政改革プランを踏まえた、市民の理解が得られるコストでの運営体制
- ⑦ 環境への配慮 ……次世代環境型施設整備や、食べ残し・調理残渣の排出抑制と資源への有効利用の推進

2. 学校給食センター再整備内容基本方針

現状を踏まえ、給食センター再整備の基本方針を次のとおりとする。

なお、再整備が完了するまでの間は既存の施設を活用して円滑な給食提供を行っていく。

ア 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・『学校給食衛生管理基準(文部科学省)』、『大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)』の遵守
 - (例)「調理後2時間以内での給食」、施設面でのドライシステムの導入、汚染処理区域と非汚染処理区域の作業動線交差の遮断、作業区分毎の部屋割り
- ・H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point=危害分析及び重要管理点) の準拠
 - 調理業務を各作業工程(検収、下処理、切裁、加熱、調味、冷却、搬出等)別に区分し、重要管理点、管理基準及び管理基準に対する測定・記録方法の設定を行うことでの危機管理

イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・専用調理室を設置
- ・除去食による対応(当日の食材料上可能であれば代替食を提供できるように検討)
- ・主要なアレルゲン(乳・乳製品、卵・卵製品、えび・かに等)への対応を考慮

ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・個別食器の導入及び食器材質の選定

センター及び各校配膳室共に、強化磁器の個別食器に対応した環境整備を行い、取扱い易さや経済性の面から、現行の技術水準においてはP E N樹脂の個別食器を前提に検討

- ・食育スペースの充実整備
 - 食育指導センターを新たに設置
 - (例) 調理実習室、視聴覚室と調理から洗浄まで全工程に対応した調理場見学スペース
- ・知的障がい特別支援学校給食へのよりきめ細かなサービスの提供
 - (例) 専用献立の作成、咀嚼や燕下等が困難な子どもに個別に対応できる加工調理

工 より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・調理等設備機能の向上
- ・知的障がい特別支援学校に対応した給食が提供可能なシステムの構築
 - (例) 専用調理ラインの設置、専用献立に合わせた物資調達

才 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

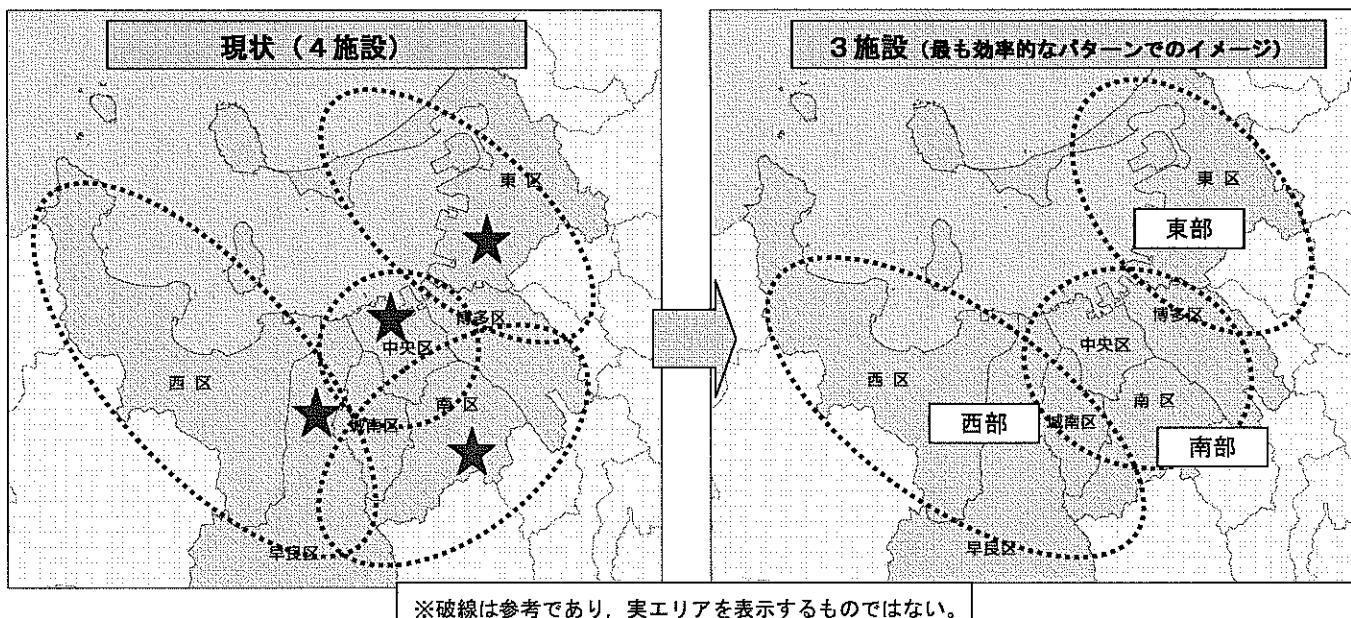
- ・安全・安心を前提とした、高品質と効率化の両立による施設整備・調理運営
- ・施設建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るライフサイクルでのコスト効率化
 - (例) 民間活力手法の導入、食器食缶分離配送方式やカゴごと洗浄方式の導入

力 環境負荷の低減

- ・環境への配慮＝省エネルギー設備の導入、新エネルギー利用等
- ・循環型社会の構築＝食べ残し・調理残渣の減量化・再資源化

3. 学校給食センター配置計画

想定される用地及び配置パターンを踏まえ、「調理後2時間以内の給食」を前提とした配送時間の視点等により、2施設、2施設+1延命、3施設の3案について検証を行った結果、3施設を整備する。



4. 事業着手エリアの優先度

南部方面エリアの着手を優先に考え、状況により東部方面エリアを検討する。

- (理由)
- ・南部方面エリアは柳瀬支所が第36年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進行しているほか、住宅地に隣接していること
 - ・西部方面エリアは早期着手できる適地が見つかっていないこと
 - ・東部方面エリアは箱崎支所が耐震基準を満たしており、他のセンターと比較して先送りも可であること

5. 事業手法

事業手法選定の評価視点 ①安全・安心でおいしい給食の安定供給 ②事業の効率化 ③財政負担の長期平準化

■ 一体的事業範囲に調理業務を含む民活手法

説明	事業内容	DBO方式				PFI(BTO)				PFI(BOT)					
		設計	施工	維持管理	調理	設計	施工	維持管理	調理	設計	施工	維持管理	調理		
		民間		民間		民間				民間（期間中は民間所有）					
	資金	交付金、市債、一般財源				交付金、市債、民間資金				民間資金、交付金					
①安定供給		○必要経費を委託料で支払うことでの事業安定性 ○運営期間中のノウハウの蓄積				○サービス購入型の事業安定性 ○運営期間中のノウハウの蓄積				○サービス購入型の事業安定性 ○運営期間中のノウハウの蓄積 ・民間所有のため、市の緊急時対応等に制約ができる可能性					
②効率化		○事業全体での効率化が可能				○事業全体での効率化が可能				○事業全体での効率化が可能					
③平準化		○資金調達への市債活用が可能 ・初期投資（一般財源）が必要				○資金調達への市債活用が可能 ○初期投資の全額平準化が可能				○初期投資の全額平準化が可能 ・民間資金の支払利息が割高					

■ 一体的事業範囲に調理業務を含めない手法

説明	事業内容	従来方式				DB方式				PFI(BTO)※維持管理型			
		設計	施工	維持管理	調理	設計	施工	維持管理	調理	設計	施工	維持管理	調理
		市／委託	市／委託	市／委託	市／委託	民間	市／委託	市／委託	民間	市／委託	民間	市／委託	市／委託
	資金	交付金、市債、一般財源				交付金、市債、一般財源				交付金、市債、民間資金			
①安定供給		○運営期間中の柔軟な変更が可能 ・単年度契約による事業者の変更の可能性				○運営期間中の柔軟な変更が可能 ・単年度契約による事業者の変更の可能性				○サービス購入型の事業安定性 ・単年度契約による事業者の変更の可能性			
②効率化		・設計、施工、維持管理及び運営が分離されているため、事業全体として効率化は限定的				・設計施工と維持管理・調理が分離されているため、事業全体として効率化は限定的				○事業全体での効率化が可能			
③平準化		○資金調達への市債活用が可能 ・初期投資（一般財源）が必要				○資金調達への市債活用が可能 ・初期投資（一般財源）が必要				○資金調達への市債活用が可能 ○初期投資の全額平準化が可能			

6. センター再整備事業の事業手法及び運営体制の構築にあたって

《留意事項》

- ★ 安全・安心な給食の提供を第一義として、福岡市の基本方針『福岡市グランドデザイン2011』の柱である「政策推進プラン」、「行政改革プラン」や「財政リニューアルプラン」の理念を踏まえ、給食の質的向上と、民間ノウハウの活用等による業務効率化との両立を基本に再整備を行う。なお、冒頭で整理した『福岡市学校給食センターの基本的役割及び機能』に関する公の関与のあり方について、十分に留意していく。
- ★ 特に、現在市が行っている献立作成や栄養管理、衛生管理といった業務のほか、給食物資の調達・検査業務については、安全・安心の確保等を踏まえ市が担保すべき機能と考える。
- ★ また、おいしい給食を提供するための調理ノウハウの継続向上や、災害時等の様々な緊急的側面にも安定供給できる給食環境を市として担保することが妥当と考えられ、公社のノウハウ等の活用も一定要件の基に考慮する必要がある。なお、民間活用を行うにあたっては、公社の正規職員及び非常勤調理員の雇用の確保等に十分に配慮を行う。
- ★ 今後、新施設の整備にあたっては、当基本構想に沿うよう、点検・検証を行う委員会等を設置する。また、給食開始後も適切な運営を確保・検証等するため、既存のセンター運営委員会の活用等により対応していく。

議題5

学校給食費改定についての視点・整理

1 学校給食費の経費負担について

保護者：給食材料費相当額として、給食費負担金を納めている

教育委員会：上記以外の給食の実施に必要な施設、設備に要する経費、その他運営経費等を負担

■学校給食法第十一条

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受けた児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

■学校給食法施行令第二条

学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費
- 二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

2 給食費改定時期の目安について

(1) 現行の「改定時期の目安」

福岡市消費者物価指数（食料）の概ね 10 %程度上昇

(2) 現状と問題点

学校給食費の負担について

- 平成 12 年度の給食費改定以来、10 年間給食費の改定を見送っているが、その間、パン・米飯・牛乳などの基本物資は 1 食あたり約 10 円の値上げがあつておらず、その分、おかずにおける経費が減少している。
- 食料一般の消費者物価指数では、給食費を改定した平成 12 年平均と比較すると平成 22 年 9 月時点で▲4.1% となっているが、地産地消や中国の毒物中毒事件の影響による保護者の不安に対応するため、福岡市学校給食においては野菜等の国内産使用や給食材料費の値上げにより、おかずの食材料は約 10 %程度値上がりしている。
- このため、従来から食材の変更やデザートなどの工夫をするとともに、平成 21 年度から「箱買い」など、献立作成上、様々な工夫を行っているが、これ以上の工夫はほぼ限界である。

(3) 新しい「改定時期の目安」

福岡市給食材料費について、主食（ご飯、パン）、牛乳、副食（おかず）含めて一定額の過不足が生じた時点

3 現時点での状況

○ 福岡県学校給食会の動向

ロシアの小麦粉の不作による影響が出るため、値上げが予想される。

【参考】……政令他都市の給食費額改定

○ 改定方法については、ほぼ全市的に明確なルールはなく、副食食料費や基本物資の単価などを基に改定額を算定している

※ 検討機関設置状況については、ほとんどの市に検討のための委員会組織が存在する

学校給食費(一食単価)の推移

価格推移(小学校)

年	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	差
主食	49.46	48.72	48.61	51.36	51.89	51.42	53.08	54.23	55.84	55.54	6.08	
牛乳	38.92	38.86	38.73	38.68	38.99	39.52	39.97	40.46	40.94	44.09	43.88	4.96
おかず	114.25	115.05	115.29	115.34	112.28	111.22	111.24	109.09	107.46	102.7	103.21	-11.04
計	202.63円	-										
月額	3500円	-										

価格推移(中学校)

年	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	差
主食	56.43	55.5	55.83	55.96	79.81	61.31	59.81	63.15	63.98	65.17	63.77	7.34
牛乳	44.43	44.48	43.83	43.96	44.2	44.87	45.56	45.83	46.33	45.95	45.83	1.4
おかず	142.29	143.17	143.49	143.23	119.14	136.97	137.78	134.17	131.91	132.03	133.55	-8.74
計	243.15円	-										
月額	4200円	-										

* 教育要覧掲載データ(平成19年度分まで)

小学校【 平成12年度献立における給食費比較 】

※H12nd献立を各年度の価格で比較(単位:円)

月	給食回数	平成12年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度			
		月額	1食単価	月額	1食単価	1食単価差額	上昇率(%)	月額	1食単価	1食単価差額	上昇率(%)
4月	15	3,123.80	208.25	3,262.61	217.51	9.26	4.4	3,158.95	210.60	2.35	1.1
5月	20	3,960.38	198.02	4,391.18	219.56	21.54	10.9	4,371.72	218.59	20.57	10.4
6月	22	4,280.59	194.57	4,799.77	218.17	23.60	12.1	4,722.14	214.64	20.07	10.3
7月	11	2,150.97	195.54	2,336.42	212.40	16.86	8.6	2,349.28	213.57	18.03	9.2
9月	19	3,730.37	196.34	4,106.93	216.15	19.81	10.1	4,155.88	218.73	22.39	11.4
10月	21	4,344.64	206.89	4,820.99	229.57	22.68	11.0	4,757.94	226.57	19.68	9.5
11月	20	4,188.95	209.45	4,610.02	230.50	21.05	10.1	4,981.75	249.09	39.64	18.9
12月	14	3,023.67	215.98	3,265.29	233.24	17.26	8.0	3,373.86	240.99	25.01	11.6
1月	16	3,457.37	216.09	3,611.15	225.70	9.61	4.4	3,715.18	232.20	16.11	7.5
2月	19	4,024.10	211.79	4,318.42	227.29	15.50	7.3	4,316.96	227.21	15.42	7.3
3月	13	2,634.44	202.65	2,909.17	223.78	21.13	10.4	2,907.79	223.68	21.03	10.4
計・平均	190	38,919.28	204.84	42,431.95	223.33	18.49	9.0	42,811.45	225.32	20.48	10.0
						4~10月上昇率	9.5			4~10月上昇率	8.7
										4~10月上昇率	11.8

○

中学校【 平成12年度献立における給食費比較 】

月	給食回数	平成12年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度			
		月額	1食単価	月額	1食単価	1食単価差額	上昇率(%)	月額	1食単価	1食単価差額	上昇率(%)
4月	15	3,459.33	230.62	3,921.22	261.41	30.8	13.4	3,833.18	255.55	24.92	10.8
5月	21	4,724.10	224.96	5,340.28	254.30	29.3	13.0	5,358.78	255.18	30.22	13.4
6月	21	4,767.61	227.03	5,404.04	257.34	30.3	13.3	5,383.15	256.34	29.31	12.9
7月	12	2,740.28	228.36	3,139.05	261.59	33.2	14.6	3,129.04	260.75	32.39	14.2
9月	21	5,335.50	254.07	5,685.06	270.72	16.6	6.6	5,833.02	277.76	23.69	9.3
10月	21	5,171.48	246.26	5,536.16	263.63	17.4	7.1	5,531.61	263.41	17.15	7.0
11月	18	4,265.66	236.98	4,669.05	259.39	22.4	9.5	4,578.24	254.35	17.37	7.3
12月	15	3,523.73	234.92	3,945.39	263.03	28.1	12.0	3,826.63	255.11	20.19	8.6
1月	18	4,352.73	241.82	4,944.34	274.69	32.9	13.6	4,769.95	265.00	23.18	9.6
2月	18	4,204.01	233.56	4,716.85	262.05	28.5	12.2	4,718.50	262.14	28.58	12.2
3月	13	3,150.57	242.35	3,332.74	256.36	14.0	5.8	3,429.72	263.82	21.47	8.9
計・平均	193	45,695.00	236.76	50,634.18	266.50	29.7	12.6	50,391.82	261.10	24.34	10.3
						4~10月上昇率	11.3			4~10月上昇率	11.3
										4~10月上昇率	11.1

政令市学校給食費の状況(平成21年4月)

(単位:円)

都市名	小学校		中学校		改定年月日	備 考
	基礎月額	一食単価	基礎月額	一食単価		
札幌市	3,650	221.56	4,400	275.77	H21.4	改定歴 平成20年4月、平成15年4月 今回上げ幅 小学校～日額 8.40円増 中学校～日額 9.72円増
		225.41				
		229.23				
仙台市	4,000	225.00	4400～4600	268.00	H11.4	
さいたま市	3,800	232.22	4,500	286.00	H14.4	
千葉市	3,900	248.00	4,500	282.00	H10.4	
	4,200	266.00				
川崎市	3,650	220.00	ミルク給食		H21.4	前回改定平成10年4月 今回上げ幅 小学校～日額20.00円増
	3,850	230.00				
	4,050	240.00				
横浜市	4,000	235.29	－	－	H21.1	前回改定 平成10年11月 上げ幅 月額300円、日額14.09円
新潟市	4,573	266.15	5,522	326.59	H21.4	毎年改定 平成22年度は前年並み 平成21年度は前年並み
静岡市	4,075	249.00	4,730	289.00	H21.4	前回改定平成18年4月 今回上げ幅 小学校～日額18.00円 中学校～日額14.00円
浜松市	4,294	253.00	5,230	305.00	H21.4	前回改定平成17年4月 今回上げ幅 小学校～日額14.00円 中学校～日額20.00円
名古屋市	3,800	229.67	4,300	276.61	H21.4	前回改定平成12年1月 今回上げ幅 小学校～日額20.43円 中学校～日額22.27円
京都市	4,300	240.10	5,200	290.35	H21.4	前回改定平成18年4月 今回上げ幅 小学校～日額16.75円 中学校～日額30.35円
大阪市	3,553	209.00	－	－	H21.4	前回改定平成16年4月 今回上げ幅 小学校～日額 7.30円増
	3,604	212.00				
	3,655	215.00				
堺市	3,400	200.00	－	－	H17.4	
	3,485	205.00				
	3,570	210.00				
神戸市	3,900	233.00	－	－	H19.4	前回改定平成12年4月 H19上げ幅 小学校～日額17.78円増
岡山市	各校設定	241.00	各校設定	289.00	H20.4	
		241.00				
		241.00				
広島市		220.00		265.00	H20.11	前回改定平成10年4月 H20.11上げ幅 小学校～日額20.00円増 中学校～日額25.00円増
北九州市	3,500	208.00	4,500	260.00	小学校H12.4 中学校H21.4 (新設)	※中学校は、平成21年4月完全給食開始
福岡市	3,500	202.63	4,200	243.15	H12.4	

小学校 政令指定都市の主食・牛乳・おかずの割合

都市名	単価内訳表					割合				
	1食単価	パン・米飯	牛乳	おかず等	その他	パン・米飯	牛乳	おかず等	その他	
札幌市	225.41	54.09	39.06	132.26		24.00	17.33	58.68		100.00
仙台市	225.00	61.66	43.43	119.91		27.40	19.30	53.29		100.00
さいたま市	232.22	46.84	42.02	143.36		20.17	18.09	61.73		100.00
千葉市	257.00	54.43	45.15	157.42		21.18	17.57	61.25		100.00
川崎市	230.00	39.00	44.25	146.75		16.96	19.24	63.80		100.00
横浜市	235.29	52.79	44.00	138.50		22.44	18.70	58.86		100.00
新潟市	266.15	55.93	44.98	164.68	0.56	21.01	16.90	61.87	0.21	100.00
静岡市	249.00	65.83	43.21	139.96		26.44	17.35	56.21		100.00
浜松市	253.00	49.59	45.37	158.04		19.60	17.93	62.47		100.00
名古屋市	229.67	50.12	45.51	134.04		21.82	19.82	58.36		100.00
京都市	240.10	47.59	19.82		
大阪市	212.00	45.98	50.01	116.01		21.69	23.59	54.72		100.00
堺市	205.00	45.34	49.97	104.74	4.95	22.12	24.38	51.09	2.41	100.00
神戸市	233.00	50.50	46.90	123.44	12.16	21.67	20.13	52.98	5.22	100.00
岡山市	241.00	56.89	44.39	139.72		23.61	18.42	57.98		100.00
広島市	220.00	58.00	43.00	119.00		26.36	19.55	54.09		100.00
北九州市	208.00	58.00	44.00	106.00		27.88	21.15	50.98		100.00
福岡市	202.63	55.14	44.09	103.40		27.21	21.76	51.03		100.00

中学校 政令指定都市の主食・牛乳・おかずの割合

都市名	単価内訳表					割合				
	1食単価	パン・米飯	牛乳	おかず等	その他	パン・米飯	牛乳	おかず等	その他	
札幌市	275.77	63.53	39.06	173.18		23.04	14.16	62.80		100.00
仙台市	268.00	70.10	43.43	154.47		26.16	16.21	57.64		100.00
さいたま市	286.00	55.85	42.02	188.13		19.53	14.69	65.78		100.00
千葉市	282.00	66.94	45.15	169.91		23.74	16.01	60.25		100.00
新潟市	326.59	65.78	44.98	215.19	0.64	20.14	13.77	65.89	0.20	100.00
静岡市	289.00	80.88	43.21	164.91		27.99	14.95	57.06		100.00
浜松市	305.00	60.88	45.37	198.75		19.96	14.88	65.16		100.00
名古屋市	276.61	45.51	16.45		
京都市	290.35	47.59	16.39		
岡山市	289.00	67.01	44.39	177.60		23.19	15.36	61.45		100.00
広島市	265.00	68.00	43.00	154.00		25.66	16.23	58.11		100.00
北九州市	260.00	68.00	44.00	148.00		26.15	16.92	56.92		100.00
福岡市	243.15	65.17	45.95	132.03		26.80	18.90	54.30		100.00

福岡市の消費者物価指数（年平均）

1. 指数の動き

(平成12年平均=100)

	総合	生鮮食品 を除く 総合	食 料	住 居	光熱 ・水道	家具・ 家事用 品	被 服 及 び 履 物	保 健 医 療	交 通・ 通 信	教 育	教 養 娛 樂	諸 雜 費
5年平均	97.9	97.5	99.8	94.5	98.3	116.2	100.4	88.9	102.0	83.1	98.1	93.2
6年〃	98.1	97.8	99.3	94.0	98.6	113.3	98.8	88.8	102.4	86.0	100.5	94.1
7年〃	97.4	97.2	98.3	95.3	98.4	110.1	98.1	88.8	100.5	88.9	98.7	94.9
8年〃	97.5	97.2	98.5	95.7	96.4	108.1	96.5	89.1	100.3	91.6	99.6	95.2
9年〃	99.4	99.3	100.6	97.1	101.8	106.3	100.1	93.2	100.5	93.8	101.4	96.1
10年〃	100.4	100.0	102.0	98.3	100.7	105.1	98.6	100.0	99.5	97.8	102.9	96.9
11年〃	100.9	100.7	102.2	99.3	99.5	104.7	101.9	100.6	99.7	99.0	102.2	99.2
12年〃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13年〃	98.5	98.5	97.1	101.9	99.0	93.5	97.4	97.9	99.3	101.0	96.1	100.1
14年〃	97.2	97.4	95.4	103.6	98.3	88.3	91.8	95.1	98.7	101.2	93.8	98.7
15年〃	96.5	96.6	94.8	103.9	97.7	82.4	90.1	97.7	98.5	102.0	91.9	99.5
16年〃	96.2	96.1	95.2	102.5	97.7	77.0	90.2	98.3	98.3	102.6	90.7	98.9
17年〃	95.9	96.0	94.2	101.8	97.3	76.2	93.2	97.7	98.3	103.1	90.3	99.6
18年〃	96.0	95.9	94.4	102.1	99.2	74.6	93.6	96.9	98.1	103.8	89.3	101.0
19年〃	95.9	95.7	94.7	102.2	99.7	71.3	91.1	96.7	98.1	105.2	88.6	102.0
20年〃	96.8	96.7	96.5	103.2	102.8	70.4	90.5	96.5	99.9	105.3	87.9	102.2
21年〃	95.5	95.6	96.0	102.5	101.0	68.5	88.4	97.1	96.3	105.7	86.1	101.5
22年1～9月まで	94.7	94.5	95.9	101.7	99.5	66.2	88.3	96.7	97.1	97.0	85.0	101.6

2. 対前年変化率（%）

	総合	生鮮食品 を除く 総合	食 料	住 居	光熱 ・水道	家具・ 家事用 品	被 服 及 び 履 物	保 健 医 療	交 通・ 通 信	教 育	教 養 娛 樂	諸 雜 費
5年平均	2.0	1.8	2.5	2.5	3.0	0.9	1.4	0.1	1.3	4.3	1.4	1.7
6年〃	0.2	0.3	▲ 0.5	▲ 0.5	0.3	▲ 2.9	▲ 1.6	▲ 0.1	0.4	2.9	2.4	0.9
7年〃	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 1.0	1.3	▲ 0.2	▲ 3.2	▲ 0.7	0.0	▲ 1.9	2.9	▲ 1.8	0.8
8年〃	0.1	0.0	0.2	0.4	▲ 2.0	▲ 2.0	▲ 1.6	0.3	▲ 0.2	2.7	0.9	0.3
9年〃	1.9	2.1	2.1	1.4	5.4	▲ 1.8	3.6	4.1	0.2	2.2	1.8	0.9
10年〃	1.0	0.7	1.4	1.2	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.5	6.8	▲ 1.0	4.0	1.5	0.8
11年〃	0.5	0.7	0.2	1.0	▲ 1.2	▲ 0.4	3.3	0.6	0.2	1.2	▲ 0.7	2.3
12年〃	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 2.2	0.7	0.5	▲ 4.7	▲ 1.9	▲ 0.6	0.3	1.0	▲ 2.2	0.8
13年〃	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 2.9	1.9	▲ 1.0	▲ 6.5	▲ 2.6	▲ 2.1	▲ 0.7	1.0	▲ 3.9	0.1
14年〃	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.7	1.7	▲ 0.7	▲ 5.2	▲ 5.6	▲ 2.8	▲ 0.6	0.2	▲ 2.3	▲ 1.4
15年〃	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.6	0.3	▲ 0.6	▲ 5.9	▲ 1.7	2.6	▲ 0.2	0.8	▲ 1.9	0.8
16年〃	▲ 0.3	▲ 0.5	0.4	▲ 1.4	0.0	▲ 5.4	0.1	0.6	▲ 0.2	0.6	▲ 1.2	▲ 0.6
17年〃	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.8	3.0	▲ 0.6	0.0	0.5	▲ 0.4	0.7
18年〃	0.1	▲ 0.1	0.2	0.3	1.9	▲ 1.6	0.4	▲ 0.8	▲ 0.2	0.7	▲ 1.0	1.4
19年〃	▲ 0.1	▲ 0.2	0.3	0.1	0.5	▲ 3.3	▲ 2.5	▲ 0.2	0.0	1.4	▲ 0.7	1.0
20年〃	0.9	1.0	1.8	1.0	3.1	▲ 0.9	▲ 0.6	▲ 0.2	1.8	0.1	▲ 0.7	0.2
21年〃	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 1.8	▲ 1.9	▲ 2.1	0.6	▲ 3.6	0.4	▲ 1.8	▲ 0.7
22年1～9月まで	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.1	▲ 0.8	▲ 1.5	▲ 2.3	▲ 0.1	▲ 0.4	0.8	▲ 8.7	▲ 1.1	0.1

別表 1

近年の福岡市給食の提供栄養量の推移(小学校)

	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	Na塩分 換算(g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				食物繊維 (g)
							A(μgRE)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)	
国基準(～平成20年度)	653	24.3	21.8	3.0以下	327	3.0	133.0 (IU)	0.33	0.37	22	6.3
国基準(平成21年度～)	663	13.3～27.7	18.4～22.1	2.5未満	350	3.3	146～440	0.40	0.47	20	6.0
市基準(平成21年度～)	634	13.0～28.0	17.6～21.1	2.5未満	350	3.3	150～440	0.43	0.47	23	6.0
平成12年度	648	27.2	22.3	2.3	336	3.1	1565	0.46	0.62	22	4.0
平成13年度	640	26.7	21.9	2.2	327	3.0	1515	0.46	0.61	21	3.8
平成14年度	656	27.7	23.4	2.3	354	2.6	1885	0.45	0.59	22	4.2
平成15年度	651	27.4	23.0	2.3	358	2.9	1901	0.48	0.59	24	4.1
平成16年度	645	27.3	22.1	2.3	350	3.0	600	0.47	0.58	22	4.2
平成17年度	645	27.0	22.2	2.3	351	2.9	711	0.57	0.65	31	4.8
平成18年度	644	26.5	22.2	2.3	344	3.0	683	0.59	0.65	33	4.4
平成19年度	646	26.3	22.1	2.2	348	3.1	563	0.60	0.65	32	4.6
平成20年度	633	25.4	21.8	2.2	340	2.8	560	0.61	0.66	29	4.5
平成21年度	619	25.1	21.0	2.1	334	2.7	515	0.57	0.63	27	4.3
平成22年度(10月まで)	614	25.1	20.8	2.2	330	2.9	528	0.57	0.61	30	4.2

近年の福岡市給食の提供栄養量の推移(中学校)

	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	Na塩分 換算(g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				食物繊維 (g)
							A(μgRE)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)	
国基準(～平成20年度)	830	32	27.7	3以下	400	4.0	190	0.40	0.50	25	8.0
国基準(平成21年度～)	850	28.0	23.6～ 28.	3未満	420	4.0	210	0.60	0.60	33	7.5
市基準(平成21年度～)	809	28.0	22.5～ 27.	3未満	420	4.0	210	0.60	0.60	33	7.5
平成12年度	815	33.2	26.9		404	3.9	1893	0.62	0.73	29	
平成13年度	811	32.6	27.0		404	3.9	1776	0.63	0.73	28	
平成14年度	822	33.3	27.2		421	3.4	2301	0.60	0.73	33	
平成15年度	821	33.0	27.3		407	3.5	2256	0.66	0.73	31	
平成16年度	824	32.9	27.3		402	3.6	777	0.71	0.79	42	
平成17年度	830	32.9	26.9		397	3.8	736	0.77	0.79	46	
平成18年度	831	33.0	27.2	3.0	404	3.9	713	0.76	0.78	39	5.5
平成19年度	828	32.4	26.8	2.9	404	3.9	728	0.77	0.79	75	5.8
平成20年度	820	31.8	26.7	2.8	399	3.7	685	0.78	0.79	35	5.7
平成21年度	801	31.0	26.5	2.8	380	3.7	622	0.74	0.72	36	5.4
平成22年度(10月まで)	802	31.5	26.6	2.9	388	4.0	581	0.75	0.71	34	5.3

福岡市学校給食費条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が教育行政の一環として実施する学校給食について、保護者等が負担すべき給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第 2 条 本市は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 4 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号。以下「特別支援学校給食法」という。）第 3 条の規定に基づき、福岡市立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学するすべての児童又は生徒を対象に、学校給食を実施するものとする。

(給食費の徴収)

第 3 条 市長は、前条の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者及びその他これに準じる者として規則で定める者をいう。）から、学校給食に要する経費のうち保護者等が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額を給食費として徴収する。

2 前項において「保護者等が負担すべき経費」とは、法第 11 条第 2 項において保護者の負担とされ、又は特別支援学校給食法第 5 条第 2 項において保護者等の負担とされているものをいう。

(給食費の納付)

第 4 条 給食費は、毎月その月分を規則で定める日（4 月分については、翌月の規則で定める日）までに納付しなければならない。

(給食費の減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

福岡市学校給食費条例施行規則

平成 21 年 7 月 13 日

規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市学校給食費条例（平成 21 年福岡市条例第 40 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(基準給食回数)

第 3 条 給食費の算定に当たっては、学校給食の回数は、1 年度 190 回を基準とする。

(保護者に準じる者)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者
- (2) 成年に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者
- (3) その他保護者に準じる者として市長が定めるもの

(給食費の額)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項に規定する給食費の額は、小学校及び特別支援学校小学部にあっては月額 3,500 円とし、中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部にあっては月額 4,200 円とする。ただし、8 月分は零円とする。

(給食費の減額等)

第 6 条 児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により給食を受けることができないため、同人に対して別表第 1 に掲げるいずれかの給食区分の給食が実施されなくなった場合の給食費の額は、前条に定める額から、当該給食区分の給食費に相当する額を減じて得た額とする。

2 前項の規定による給食費の減額は、月の 14 日までに給食が実施されなくなった場合は当該月分から、月の 15 日以後に給食が実施されなくなった場合は翌月分から行うものとする。

3 食物アレルギー等の理由により実施されていなかった給食が実施されることとなった場合の給食費の額は、月の 14 日までに実施された場合は当該月分から、月の 15 日以後に実施された場合は翌月分から、前 2 項の規定により減額した給食費の額に当該給食区分の給食費に相当する額を加えて得た額とする。

(転入者等の給食費の徴収)

第 7 条 転入学等により、年度の途中から給食が実施された者に係る給食費は、月の 14 日までに実施された者にあっては当該月分から、月の 15 日以後に給食が実施された者にあっては翌月分から徴収する。

(長期間の給食の停止による給食費徴収決定の取消し)

第8条 病気、事故その他の理由により給食の停止日数が連續して30日を超えるときは、当該停止期間に係る給食費の徴収の決定を取り消す。

2 前項の規定による給食費徴収の決定の取消しは、月の14日までに給食を停止したときは当該月分から、月の15日以後に停止したときは翌月分から行う。

3 給食の停止を解除した場合の給食費の徴収は、月の14日までに解除したときは当該月分から、月の15日以後に解除したときは翌月分から行うものとする。

(最終月等に係る給食費の額)

第9条 次のいずれかの事由により、徴収する給食費に係る給食の回数が実際に児童又は生徒に対して実施された給食の回数と異なる場合は、3月（市外転出等により年度の途中に給食を終了したときはその終了した月。以下「最終月」という。）分の給食費の額は、第5条に定める給食費の額（第6条又は前条の規定により給食費の額を変更したときは、直近の変更後の額。以下この条において同じ。）に市長が相当と認めた額を加えて得た額又は第5条に定める給食費の額から市長が相当と認めた額を減じて得た額とする。

(1) 学校行事、災害等により給食の全部を中止したとき。

(2) 転入学等により月の途中から給食が実施されたとき。

(3) 前条第1項の規定により給食を停止したとき。

2 前項の規定により算定した最終月分の給食費の額が10円未満である場合は、最終月分の給食費は徴収しない。

3 第1項の規定により減額すべき給食費の額が第5条に定める給食費の額を超える場合は、最終月より前の直近の月の給食費の額から順に、当該超える額を減額する。ただし、当該月分の給食費から減額すべき額が10円未満である場合は、減額しない。

4 次のいずれかの事由により、給食費の徴収額が実際に児童又は生徒に対して実施された給食に係る給食費の額と異なる場合は、前3項の規定の例により、給食費の額を変更する。

(1) 第6条の規定により給食費の額を変更したとき。

(2) 学校行事その他の事由により、別表第2に掲げる給食区分のいずれか又は給食の一品を提供することができなかったとき。

(就学援助認定者等の給食費の額)

第10条 給食費の額の算定に当たっては、年度の途中で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助が認定され、又は廃止された場合は、当該認定された日の前日をもって給食を終了したものとみなし、又は当該廃止された日から給食を実施されたものとみなす。

(給食費の決定及び通知)

第11条 市長は、給食費の額を決定し、又は変更したときは、保護者等に福岡市学校給食費額決定（変更）通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(給食費の納付期限)

第12条 条例第4条に規定する給食費の納期限は、4月分及び5月分にあっては5月末日、6月、7月及び9月から翌年3月までの分にあっては各月の末日（12月にあっては、28日）とする。ただし、月の末日（12月にあっては、28日）が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日とする。

2 市長は、前項に規定する納期限により難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(給食費の減免)

第13条 条例第5条の規定による給食費の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害により納付の資力を失ったとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第5条の規定により給食費の減免を受けようとする者は、福岡市学校給食費減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条又は第10条の規定により平成21年9月から平成22年3月までの各月分の給食費の額を決定し、又は変更する場合は、平成21年4月から7月までの各月分の給食費の額は、この規則の例により決定し、又は変更されたものとみなして計算する。

別表第1

区分	給食区分
	牛乳
小学校、能古中学校、玄界中学校、小呂中学校、照葉中学校	パン
	米飯
	おかず
中学校、特別支援学校	牛乳
	パン、米飯、おかず

別表第2

給食区分
牛乳
パン
米飯
おかず